

村づくり交付金（継続）

【19, 535（29, 560）百万円】

対策のポイント

農業生産基盤と生活環境の総合的な整備を実施し、農業生産性の向上を図りつつ、快適な生活環境と定住条件が確保された個性的で魅力ある村づくりを推進します。

（地方の自主性・裁量性を高める補助金改革）

ほ場整備や農業用排水施設などの農業生産基盤と集落道や集落排水路などの生活環境を総合的・一体的に整備する事業では、地方分権に向けた取り組みを着実に実施するため、事業実施に当たって国の関与を縮減し、地方の裁量を拡大して、地方の提案による事業も含めた村づくり交付金を平成16年度に創設しました。

政策目標

事業を実施した地域において、生活環境が良くなったと感じる住民の割合100%を目指す

<内容>

1. 市町村は、村づくりの目標及び客観的な指標を記載した村づくり計画を策定し、事業完了後は、目標の達成状況を客観的に評価し公表します。
2. 事業内容は、以下に示す工種のうち、（1）と（2）を総合的に行うことを要件としています。
 - （1）農業生産基盤整備
ほ場整備、農業用排水施設整備、農道整備等
 - （2）生活環境整備
 - ①農村生活環境基盤整備
農業集落道整備、農業集落排水施設整備、営農飲雑用水施設整備等
 - ②山村居住環境基盤整備
集落林道整備、林業集落排水施設整備、森林利用施設整備等
 - ③漁村生活環境基盤整備
漁業集落道整備、漁業集落排水施設整備、水産飲雑用水施設整備等
 - （3）市町村創造型整備
事業実施主体の提案する地域の創造力を生かした整備（総事業費の10%以内）

<事業実施主体等>

- | | |
|-----------|------------------|
| 1. 事業実施主体 | 市町村、土地改良区等 |
| 2. 交付率 | 50%（沖縄70%、奄美52%） |
| 3. 事業実施期間 | 平成16年度～平成24年度 |

【担当】農村振興局農村整備官

前田・稲田（03）3501-3748（直）